

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律
第6条第1項の規定に基づき定める教科用拡大図書の標準的な規格の策定等

〔平成20年12月25日〕
文部科学大臣決定
〔平成22年1月15日改正〕

1. 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、教科用拡大図書の標準的な規格について、別添のとおり定める。
2. 法第6条第2項に規定する指定種目は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条、第62条及び第70条第1項において準用する場合を含む。）に基づき小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において使用される教科用図書の教科に係るすべての種目とする。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する
法律第六条第一項の規定に基づき定める教科用拡大図書の標準的な規格

第1 小中学校段階

1. 全般的事項

- (1) 本規格は、教科書発行者による教科用拡大図書（以下「拡大教科書」という。）の発行を促進するために定めるものであり、ボランティア団体等が弱視児童生徒個々のニーズに応じて製作する拡大教科書まで制約するものではないが、当該ボランティア団体等の参考にも資するよう、概括的な一般原則や製作上の配慮事項についても含むものとする。
- (2) 本規格は、できるだけ多くの弱視児童生徒が利用できるものにするため、文字の大きさとして18ポイント～26ポイント（小学校3年までは発達段階を考慮して22ポイント～30ポイント）程度の文字を使用する弱視児童生徒を対象とする。
- また、本規格に適合する拡大教科書の発行にあたっては、文字の大きさが22ポイントの版を基準に、その1.2倍と0.8倍の3パターンの版を作成することとする。

2. 各教科共通事項

(1) 体様

① 基本的体様

- 本文の文字の大きさは、22ポイント程度（小学校3年までは発達段階を考慮して26ポイント程度）のものを基準の版とする。
- 基準の版を基にして、1.2倍程度の単純拡大により、26ポイント程度（小学校3年までは発達段階を考慮して30ポイント程度）の版も作成する。
- また、基準の版を基にして、0.8倍程度の単純縮小により、18ポイント程度（小学校3年までは発達段階を考慮して22ポイント程度）の版も作成する。

② 判の大きさ

- 各教科書発行者が作成・発行している原本教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用図書をいう。以下同じ）と同じ判の大きさを基本とするが、単純拡大又は単純縮小をした場合においても弱視児童生徒の使い勝手のよいものになるよう判型を設定する。
- 基準の判で作成したものをもとにして、1.2倍程度の単純拡大の判のも

のも作成する。

- 基準の判で作成したものをもとにして、0.8倍程度の単純縮小の判のものも作成する。

③ 用紙

- まぶしさを軽減する必要がある弱視児童生徒に配慮して、紙面反射率の低い（白色よりも少し明度をおとした）用紙を使用する。

④ 印刷方法

- 原本教科書がフルカラーである場合は、原則としてフルカラーで印刷する。
- まぶしさを軽減する必要がある弱視児童生徒に配慮して、原則として反射率の高いオイル含有のトナーは使用しない。

⑤ 製本方法

- ページ数が多くなり本が厚くなった場合でも、ページを開きやすく、しっかり開いた状態で机上や書見台上に置くことができるような綴じ方にする。

⑥ 分冊

- 拡大教科書1冊のページ数が多く、厚くなる場合は、分冊にする。なお、分冊にする場合は、章の区切り等の内容のまとまりを考慮して区切る。
- 索引、巻末資料、単語集、用語解説、巻頭の地図等の、分冊にまたがって利用する資料については、別冊又は分冊全てに付けること等により、利用しやすいものになるように配慮する。

【参考仕様】

分冊にする場合、目次については、原本教科書1冊すべての項目、及び各分冊が原本教科書の何ページから何ページまでを掲載しているのかが分かるように、それらを分冊ごとに記載する。

(※) 本則としての「標準仕様」を示すとともに、必要がある場合は、より品質を向上させるための「参考仕様」についても示すこととする。

⑦ ページの表記

- ページ番号の数字の大きさについては、本文と同じ程度の大きさとする。
- 拡大教科書のページ番号を付す位置は、左ページについては左下、右ページについては右下を原則とする。
- 拡大教科書のページ番号の表記については、原本教科書との対応関係が分

かるようにするため、ページ数にハイフンでつないで、拡大教科書での連番数を追記する。例えば、原本教科書の20ページ目が拡大教科書では3ページにわたる場合は、それぞれのページについて「20-1」「20-2」「20-3」という番号を付ける。

- 見開きのページの作成等によって、レイアウトの都合上、空白のページができる場合は、ページ番号を付ける位置に「空白ページ」と記す等、空白であることが明確に分かるようにする。

(2) 仕様

① 基本的事項

- 原本教科書の1ページの本文、解説文、ルビ等の文字要素を、大きさ、字体、字間、行間等を適切に拡大、修正するとともに、それ以外の要素としての図・写真等を内容に応じて拡大・修正し、概ね2～3ページに収まるように配置する。
- その際、原則として、原本教科書の各要素の内容、配置に即して、拡大、修正、配置等を行い、原本教科書の編集意図を損なわないようにする。
- 編集作業に当たっては、本規格で示された規格以外に、細部にわたった見えやすさの整備を行うため、原本教科書の編集者ととも、特別支援学校(視覚障害)の教員や弱視教育の研究者等の専門家が編集に関与するように努める。

② 文字の大きさ

- 本文の文字の大きさは、小学校3年までは26ポイント程度、それ以上の学年は22ポイント程度を基準とする。
- 本文の文字の大きさを基にして、その他の、図・写真等の表題、解説文、ルビ等の文字の大きさを決める。
- ルビ、漢文の返り点、数学の指数・対数の上付き文字、化学記号の下付き数字等の大きさは、本文の文字の大きさの2分の1程度以上とする。
- 図・写真等の表題や解説文は、本文と同じ文字の大きさにすることが望ましい。レイアウトの都合等により、本文より小さい文字を使う必要がある場合は、本文の文字の大きさの0.8倍程度とする。

③ 文字の字体

- 字体は、弱視児童生徒の読書時における文字認知のしやすさを考慮して、当分の間、ゴシック体を標準とする。ただし、ゴシック体は、正確に文字を書く学習においては幾つかの問題点を有することから、今後これらの問題点を解消することのできる字体の開発が望まれ、開発が進んだ段階においては、これを拡大教科書に採用することについて検討する必要がある。

- 文字の線の太さ（ウエイト）は中太（M）を標準とする。
- なお、国語における平仮名等の初期学習段階や新出漢字の学習等に関する部分については、必要に応じて教科書体を使用する。
- アルファベットや数学記号、単位記号等、原本教科書において固有の字体がある場合は、その字体を用いることを原則とするが、見えにくいと判断される場合には、線の太いものや、それに近い字体で見えやすいものを採用する。
- 強調文字については、画数の多い漢字の細部がつぶれて見えにくくならないような字体を選択する。

④ 字間

- 字間については文字詰めをしないことを原則とする。
- 両側の文字に接近しているために読み取りにくい文字（「+」、「-」、「・」等）や強調する必要のある文字等については、その両側の文字間を少しあけるように配慮する。
- ルビの長いものについては、ルビに合わせて漢字の文字間を広くとりすぎると本文が読みにくくなるので、文字間を適切にあけるように配慮する。

⑤ 行間

- 1つの行の読み取りが、他の行の影響を受けずに読めるようにするために、十分な行間をとるように配慮する。
- ルビの付いていない場合の行間は、文字の大きさの2分の1程度以上とする。
- ルビの付く場合の行間については、ルビの付いていない場合の行間よりも広くとり、ルビの文字の大きさを大きくできるように配慮する。
- ルビ（上付き文字）と下付き文字が、同じ行間にある場合、重ならないよう、その位置に配慮する。

⑥ 色

- 文字、図・写真等、各要素の配色、明度、コントラストについては、原則として、原本教科書と同様とする。
- ただし、それらの要素が見えにくい場合は、必要に応じて次のような修正も行う。

（文字の背景色）

- 背景の色にまぎれて文字が見えにくい場合は、背景の色を削除する。背景の色に意味がある場合は、同色系の濃い色の線で文字を囲む。

(コントラストが低い図・写真等)

- コントラストが低くて見えにくい図・写真等については、コントラストを適切に調整して見えやすくする。

(見えにくい文字の処理)

- 影付きの文字の影等、見えにくさに影響すると思われるものについては削除して通常の文字にする。

(色の違いを読み取る必要のある図・写真等)

- 色の違いが図等の読み取りに重要な役割を果たす場合は、各色に明度差をつけたり、隣接する色に明確な輪郭線をつけたりして、その違いが分かるようにする。

(グラデーション)

- まぎらわしいグラデーションは削除し、均一の色にする。

⑦ 記述内容

- 文字で表記された原本教科書の内容等については、修正しないことを原則とするが、拡大教科書として必要な、次のような修正は行う。

(指示に関する表記)

- 「右の図の～」 「下の文章を読んで～」等の原本教科書の表記が、拡大教科書では当てはまらなくなる場合は、「次ページの～」等と適切な表記にする。またページ番号で明確に示すことが出来る場合は「7-2ページの～」等、拡大教科書の実ページ番号で表記する。

⑧ 図・写真等

- 図・写真等（本文等の文字要素以外のグラフや表等も含む。以下同じ）の大きさについては、そのすべてを一律に拡大するのではなく、詳しく情報を読みとる必要のあるものは拡大率を高くするが、そうでないものは、原本教科書と同じ大きさにする等、内容に応じて配慮する。
- レイアウトの都合上十分な拡大率が確保できない場合は、縦置きを図・写真等を横置きにしたり、見開きで提示したりすること等も検討する。
- 図・写真等の中で、必要な情報が見えにくい場合や、情報の読み取りにおいてノイズとなるものが含まれる場合等は、必要に応じて次のような修正を行う。ただし、部分的な修正では対応できない図等については、作り直すことも検討する。

(図・写真等に含まれる文字・記号)

- 図・写真等に含まれる文字や記号が見えにくい場合は、打ち直して拡大する。また、文字や記号が図・写真等の背景にまぎれて見えにくい場合は、白色背景の長方形や輪郭等をつけた中に、拡大した黒文字で打ち直す。

(図・写真等の中の線)

- 図・写真等の中の見えにくい輪郭線や、グラフの線、目盛り等については、線を太くして見えやすくする。

(図・写真等の中の部品)

- 図・写真等の中の矢印や、引き出し線、点等の見えにくい要素は、見えやすく作り直したものに置き換える。

(複数の図・写真等の重なりや近接)

- 複数の図・写真等が重なって、それらの区別がつきにくい場合は、その境目を白線で仕切る等して、分離して示す。
- 表や囲み等の罫線と、その中の文字等が接近しすぎて見えにくい場合は、それらの間隔をあける等、見えやすいように配慮する。

【参考仕様】

図・写真等の読み取りを容易にするため、図・写真等の表題や説明文を読んだから図・写真等を見ることができるように、それらの表題や説明文を図・写真等の前に示す。

(罫線 (表、グラフ、囲み等))

- 表、グラフ、囲み等の罫線が見えにくいものについては、線を太くする。

(表)

- 表の外郭や区切りの見えにくい線については、太くする。ただし、異なる意味で用いられる区切りの線等は、見分けられるように配慮する。

(グラフ)

- 円グラフ、帯グラフ、棒グラフ等、グラフの外郭や区切りの線で、見えにくいものについては線を太くする。
- 折れ線グラフの線で、見えにくいものは、線を太くする。
- グラフ等に複数の種類の線が用いられている場合は、それらの各線が見分けられるように配慮する。

(年表)

- 拡大することで、原本教科書の1ページを複数ページにする必要がある場合、その分割については、時代の区切りを考慮して分割する。
- 世紀の区切り等、全体の中の重要な分割部分となるものについては、間隔をあける、太い線で明確に示す等、配慮する。
- 日本の歴史と世界の歴史等、同時に提示されているものについては、年表を進行方向に更に拡大することなどにより、原則として同時に提示するように配慮する。

(手書きの文字を含むイラスト、表等)

- イラストや表等の中に手書きの文字がある場合はそのまま示すことを原則とするが、学習上読み取る必要のある大切な情報がある場合は、打ち直して示すことを検討する。

⑨ レイアウト

- 本文、解説文、注、図・写真等の各要素を、できる限り、原本教科書の通りに配置する。
- ただし、原本教科書の通りには配置できない場合及び配置を変更した方が、弱視児童生徒にとって分かりやすいと考えられる場合は、配置を変更することを検討する。
- 配置の変更に当たっては、原本教科書の内容及びその教科書を用いた指導の進め方に即して行う。
- 図・写真等とそれに対応する本文、本文と注、比較して読み取る必要のある図・写真等、関連のある要素については、近接して提示されるように配慮する。
- 年表とその各部に対応する写真等、近接して提示することが困難な場合は、各写真が年表のどの部分に対応するかについて、数字や記号で対応関係を示す等により、分かりやすくなるように配慮する。
- 章の標題は必ず見開きページの偶数ページ行頭に配置し、節の表題はページ行頭に配置する等、できるかぎり同じパターンレイアウトになるようにする。

3. 各教科固有事項

(1) 国語

① 文字の字体

(平仮名、片仮名の導入)

- 小学1年での、平仮名、片仮名を初めて学習する部分では、字体として教科書体を用いる。

(新出漢字)

- 新出漢字欄や、巻末の漢字一覧表の漢字等、漢字の字体や書き順等を学習する必要のあるものについては、字体として教科書体を用いる。

(書写)

- 書写の手本等、そのまま示す必要があるものについては、原本教科書と同じ字体とする。

② 図・写真等

(挿し絵等)

- 物語文等の挿絵等、本文の読み取りにあまり関わらない図・写真等については、拡大等の修正は行わなくてもよいこととする。

(2) 社会

(地図)

- 地図全体を拡大したのみでは見えにくい地図中の文字や地図記号等で重要なものについては、拡大して打ち直す。文字や地図記号が背景にまぎれて見えにくい場合、白色背景の長方形や輪郭等をつけた中に、拡大した黒文字で打ち直す。
- 海岸線、地域の分割線、河川等、見えにくい線の要素で重要なものについては、コントラストを上げる、背景色を薄くする等、見えやすいようにする。
- 日本地図全図等、拡大すると1ページに収まらない場合は、分割して示すことも検討する。ただし、その分割は地域のまとまり等、学習上のまとまりに留意する。
- 地図に縮尺を示すものがある場合は、その拡大率も地図と同じ拡大率にして同じ比率にする等、配慮する。

【参考仕様】

海岸線、地域の分割線、河川等、見えにくい線の要素で重要なものについては、線を太くする等して、見えやすくする。

(写真等)

- 歴史上の人物画や美術品の写真等、そのまま示すことが必要なものについては、そのまま提示することとし、必要であれば拡大のみして示す。その中に、文字等読み取る必要のある情報がある場合は、それのみ抜き出して拡大

して提示する等、配慮する。

(3) 算数・数学

① 文字の大きさ

(添え字 (指数等))

- 指数等の添え字については、見えやすいように、大きくする。その大きさとしては、数字の2分の1程度以上の大きさにする。

② 文字の字体

- 変数、定数、単位記号、演算記号等については、原本教科書で用いられている字体と同じ字体を用いるものとするが、見えにくい場合は、線が太い字体を用いる等、配慮する。

(数式)

- 演算記号と数、定数等が近接して読み取りにくい場合は、その間隔を、少しあけるように配慮する。

【参考仕様】

分数で使われる横線と根号の線や数字の線等、数式の中の線の区別がつきやすいように、線の太さに差をつけたり、線の間隔をあける等、配慮する。

(ドット (小数点等))

- 小数点等のドットについては、見えやすいように大きくする。その大きさとしては、数字の線の太さと同じ程度の直径にする。

③ 図・写真等

(図形)

- 図形の輪郭線で、見えにくいものについては、線を太くする。
- 図形を構成する線と補助線等を区別できるように、線の太さや種類を変える等、配慮する。
- 頂点を示す点等、見えにくい点については、見えやすいように、大きなものにする。

(実測の目盛等)

- 定規の目盛等、実測するために原寸で示す必要のあるものについては、拡大せず原寸で示す。ただし、詳しく読み取る必要のある部分については、そ

こだけを取り出して拡大して示す等、配慮する。

(4) 理科

(原寸表示)

- 虫の卵や植物の種等、原寸で示されている写真については、拡大教科書でも原寸表示とする。ただし、それを詳しく読み取る必要がある場合は、別に拡大して示す等、配慮する。
- 鉱物の顕微鏡写真等、倍率が付されて示されているものについては、拡大教科書でも、そのまま示す。ただし、それを詳しく読み取る必要がある場合は、別に拡大して示す等、配慮する。

(5) 生活

(ページ一面あるいは見開きにわたるイラスト・写真等)

- ページ一面あるいは見開きにわたって示されているイラスト・写真等は、原則として、そのまま提示する。ただし、必要に応じて、その一部を切り出して、拡大・修正をして示す。

(6) 音楽

(譜面)

- 五線の線については、見えやすいように、太くする。
- 音符、休符、音楽記号等は、見えやすいように、大きくする。
- 譜面の中の歌詞について、見えやすいように、歌詞がつく五線間を広くしたり、別に取り出して拡大して示す等、配慮する。

(7) 図工・美術

① 色

(色)

- 美術作品の写真や、色に関する学習の部分等、色を忠実に示す必要があるものについては、拡大教科書でも、色の調整、印刷の調整等で忠実に示すように配慮する。

② 図・写真等

(写真)

- 美術作品の写真等、そのまま示すことが必要なものについては、拡大教科書でもそのまま示すこととし、必要に応じて拡大のみして示す。

(8) 家庭・技術

- 算数・数学、理科と同様の配慮をする。

(製図)

- 製図の線の太さは、各種の線の太さの比率が、原本教科書と同じ程度になるように配慮する。

(9) 体育・保健

- 理科と同様の配慮をする。

(10) 英語

① 文字の字体

(アルファベット等の字体)

- アルファベットの字体については、原則はゴシック体とする。
- ブロック体、イタリック体等で示されているものについては、その字体とする。ただし、見えやすいように、線が太いものを用いる等、配慮する。
- 発音記号については、見えやすいように、線の太いものを用いる等、配慮する。

② 図・写真等

(巻末資料)

- 巻末資料の単語集等、各分冊で使用するものについては、別冊にする等、配慮する。

第2 高等学校段階

1. 全般的事項

- (1) 小中学校段階の標準規格に準ずることを原則とする。
- (2) 教科・科目の多様化や学習内容の増大及び一層多様化する生徒のニーズにも応えられるよう、文字の大きさを若干小さくすることにも留意し、各教科書発行者が作成・発行している原本教科書を単純拡大した拡大教科書（以下、「単純拡大教科書」という。）を規格の一つとする。

2. 各教科共通事項

- 小中学校段階の標準規格に準ずることを原則とする。

3. 各教科固有事項

(1) 国語、数学、理科

- 小中学校段階と同様の配慮とする。

(2) 地理歴史、公民

○ 小中学校段階の社会と同様の配慮とする。

(3) 保健体育

○ 小中学校段階の理科と同様の配慮とする。

(4) 芸術

○ 種目に応じ、音楽、図工・美術と同様の配慮とする。

(5) 外国語

○ 小中学校段階の英語と同様の配慮とする。

(6) その他の教科

○ 小中学校段階の算数・数学、理科と同様の配慮とする。

4. 単純拡大教科書

○ 単純拡大については、A4判を基本とする。また、原本教科書のレイアウトに準拠しつつ、必要に応じて文字の字体など小中学校段階の拡大教科書と同様の体様及び仕様になるよう努めるものとする。

附則

(1) 本規格は、平成22年度において使用される拡大教科書から適用する。

(2) 本規格については、今後、拡大教科書の作成状況やその使用実態等を踏まえ、適宜必要な見直しを行う。